

四日市市告示第 5 1 3 号

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 2 0  
 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>（有効期限）</u></p> <p>2 この要綱は令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>

改正後	
別表第 1 対象となる経費	
対象となる大会等	補助対象経費
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント、ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設使用料（設備器具等備付物品使用料を含む）</li> <li>会場設営費（会場設営費、会場撤去費等）</li> <li>競技会場、<u>宿舍、市内主要駅及び最寄駅間の計画輸送に伴うバス並びにタクシーその他計画輸送の際に新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染対策をとるため使用した車両の借上費</u></li> </ul>

(略)

備考 (略)

改正前

別表第1 対象となる経費

対象となる大会等	補助対象経費
国際大会、全国大会、リーグ戦等のスポーツイベント、ホームタウン包括連携協定締結団体の大会等	・施設使用料（設備器具等備付物品使用料を含む） ・会場設営費（会場設営費、会場撤去費等） ・競技会場、宿舎及び最寄駅間の計画輸送に伴うバス借上費
(略)	

備考 (略)

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。